会議名	東京都板橋区特別職報酬等審議会
開催日時	令和８年１１月１９日(木)　午前１０時から午前１１時３０分まで
開催場所	板橋区役所北館１１階　第３委員会室
出席者	【委員】 小林英子委員（会長）　佐藤充裕委員　茂野善之委員（職務代理）　島田理香委員 田中良幸委員　徳山安子委員　萩原洋一委員　山内金久委員　山本菊子委員 【事務局】 田中光輝総務部長（幹事）　加藤豊総務課長（書記）　金子清美文書係長 【行政委員会事務局及び監査委員事務局並びに区議会事務局】 林栄喜事務局次長（教育委員会事務局）　水野博史事務局長（選挙管理委員会事務局） 木内俊直事務局長（農業委員会事務局）　新井正彦監査担当係長（監査委員事務局） 渡辺五樹事務局長（区議会事務局）
会議の公開について（傍聴）	~~公開（傍聴できる）~~ ~~部分公開（部分傍聴できる）~~ 非公開（傍聴できない）
議題等	区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について
配付資料	東京都板橋区特別職報酬等審議会資料 諮問書（写） 答申案
所管課	総務部総務課文書係　電話０３(３５７９)２０５４
審議等の状況	幹　事　　皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。 ただいまから、令和８年度特別職報酬等審議会を開会いたします。 本日行われる諮問は「特別職報酬等審議会」に対してのみであり、「政務活動費審議会」への諮問はございません。 はじめに本年９月から新たに就任された委員を御紹介します。 (委員紹介) 幹　事　　続きまして、坂本区長から皆様に御挨拶を申し上げます。 (区長挨拶) ここで、坂本区長から小林会長へ諮問書をお渡しします。 (区長から会長へ諮問書伝達) 幹　事　　これから諮問書の写しを皆様にお配りいたします。また、諮問に対する審議に入りますので、区長は一旦ここで退席させていただきます。

	（区長退席／諮問書の写し配付） 幹　事　それでは、審議会に先立ちまして、事務局の職員を紹介いたします。 （事務局職員紹介） 幹　事　この後の会議の進行は小林会長にお願いいたします。 会　長　審議会の運営については、資料 27 ページ、「審議会の会議の運営について」のとおりに、公平で円滑な進行に努めてまいりたいと思います。 委員各位におかれましても、御協力をお願いいたします。 なお、会議録については、各委員の名前は伏せて、要旨を公開します。 はじめに、書記であります総務課長から諮問内容及び資料について説明願います。 （書記による説明） 会　長　ただいま事務局から説明がありました。質問や賛成意見、反対意見など御発言いただきたいと思います。 はじめに、区長等特別職の給料月額並びに区議会議員については 3.64%引き上げ、改定の時期については、令和 8 年 4 月 1 日から実施、行政委員の報酬については据え置きという答申案に、御発言のある方は挙手願います。 委　員　組合との交渉の状況はいかがでしょうか。 書　記　組合との交渉の詳細内容は、把握しておりませんけれども、現在まだ交渉中で、妥結には至っていないという状況でございます。 委　員　組合との交渉の経過を踏まえて、それをもとに公民較差を解消するということですが、妥結には至っていないけれども、既定のものとして考えているということですか。 書　記　妥結までは至っておりませんけれども、人事委員会の勧告で公民較差については、民間との給与比較を精査して、出ているところです。本審議会で御審議いただきます特別職や行政委員の報酬につきましては、あくまで公民較差を参考の一つとさせていただいて、検討するというところでございますので、妥結まで至っておらずとも、公民較差を参考に審議するのは可能と考えてございます。 委　員　公民較差についてですが、以前は、50 人以上の企業と比較をしたかと思いますが、何年か前から 100 人以上の企業と比較するようになったと聞いています。変更の時期を教えていただきたいです。 書　記　100 人以上になったのは昨年度からでございます。今年度も継続して 100 人以上の企業との比較で人事院勧告は計算されております。 委　員　昨年から 100 人以上で、それまでは 50 人以上。それ以前はいかがですか。

	書　記　　平成18年度以降、企業規模50人以上が調査対象でございました。それが継続いたしまして、令和7年度から50人以上から100人以上へ見直しをされております。また、令和8年度も継続して100人以上という形になってございます。 委　員　　変更になった理由や根拠は何でしょうか。 書　記　　はい。人事委員会が、民間企業の給与引上げ等もある中で、人材確保をしっかり行っていくという理由から、50人規模から100人規模に変更したという説明になっているところでございます。 委　員　　優秀な人材確保ということで、50人規模から100人規模に引き上げていったと。区の職員数は何人ですか。 書　記　　概ね3500人程度になります。 委　員　　概ね3500人の方が区職員とすれば、1000人規模の企業です。公民較差と比較するという時代ではないのではないでしょうか。ましてや優秀な人材を確保しようという主旨から、この点は検討されていますか。 書　記　　公民較差につきましては、人事委員会で検討する事項でございますので、私どもから何かお伝えするところは難しいところがございます。ですが、公民較差の計算は、100人以上の規模でございますので、その中には100人を超える大きな企業も入っております。その中で、同じ職層同じ職域に該当しそうなところの給料と、私ども職員を比較しているという形と認識しております。 委　員　　次にお聞きしておきたいのは、労働分配率の問題についてです。昨今、特に際立っているのは、法人企業統計調査の2012年と2024年を比較すると、大企業の純利益は4.5倍、株主への配当は2.8倍という数字が出ています。ですが、肝心の労働者の賃上げは1.1倍。労働分配率からいうと、もっと労働者の賃上げをしていいはずだ、というところです。今、この審議会に諮問されていることとしては、区職員の賃上げは議論ではないですが、公民較差という点で準拠する議論としては、私は富裕層と労働者の賃金格差の問題は大きな課題であると思っております。参考にこのあたりについてお聞きできればと思います。 書　記　　まず、民間との賃金格差というところで、大企業の利益がかなり拡大しており、それに付随して、民間企業の給与は、報道ベースで見ていても、かなり大きく上がっているかと思います。初任給が30万円を超える企業が出てきているというのも認識しているところでございます。それに応じて、特別区においても、初任給を引き上げて人材確保をしているところでございます。私ども地方公務員の一般職員の給与改定については、労働の基本の権利は法律で制限されている部分でございますので、公民

	較差というところから可能な範囲で引上げをかけていくことしか、制度上やりようがないのかなと思っております。一方で、今、新規採用職員の手が挙がらないとか、採用されても数年で離職してしまう職員等がおりますので、区としても課題と考えております。給与的な処遇以外にも、フォローやケアについては人事課中心に進めているのが実情と認識しているところです。 委　員　資料2ページに特別区人事委員会勧告の推移が載っておりますが、平成25年の月例給の勧告内容は、マイナス0.14%でした。平成30年は、マイナス2.46%でした。 ここ数年は、上がってきたと思うのですが、そのあたりの背景と対応について、御説明いただければありがたいです。 書　記　マイナスの勧告であった当時は、日本の景気がかなり後退、停滞していた時期と重なる部分があるかと思います。当時が、完全な就職氷河期でして、民間も含めて、かなり経済状況が悪かった時期だと思います。その状況が長く継続をしてきて、議員や特別職の給料についても、公民較差を参考にする以上は、マイナスになってしまうというような状態が続いていたものと認識しております。 ここ最近においては、民間企業においては、なかなか生活者の給料まではね返ってはいないとはいえ、景気が多少は回復している傾向があると思います。先ほど、区長からも話がありましたけれども、財政状態も良くなってきているという中でございます。公民較差について、民間の方が給与が高いという状況が発生し、その差を埋めるために給与を上げていっておりますので、ここ数年は上がり始めているという状況になっているのかなと思います。 委　員　私もそう思います。最近は買い物にいくと、特に去年あたりから、卵にしても何にしても相当値上がりしています。同じものを買っていても、お釣りの額が減りました。なので、月例給については、もう少し上げてもいいのではないかという感じがしております。 会　長　事務局お願いします。 書　記　物価については、昨年度から今年度にかけても、2%から 2.4%位上がっているというところがございます。また、先ほど委員の方から御紹介がありましたが、過去においては報酬月額が下がっておりました。例えば平成25年度当時から、報酬月額が上がり始めた令和5年度までの間で、おそらく10%位の物価上昇がありますので、実際の報酬等は目減りしていた状態だったかと思います。今は、それが少しずつ回復し始めているという状態なのかなという認識でございます。 会　長　そのほかに、賛成意見や反対意見はございますでしょうか。

	委　員　　昨今の物価高騰や暮らしが大変、正に承知している話です。ただ、私が意見として持っているのは、特別職の皆さん、いまだに、政治家の政治とカネの問題について、国民は不信感をもっています。よって、当然、区民の皆さん、国民の皆さんも、特別職の給与引上げには賛同しかねますし、そのような声も聞いています。そのため、答申案については賛成できません。 委　員　　私は、特別職には、日本を引っ張っていくという気概を持ってもらいたいと思っています。給料を倍くらいにして、人材を結集しないといけないという気持ちがあります。そういった意味からも、これでは少ないくらいだと思いますが、答申案に賛成いたします。 会　長　　他には御意見ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。 　では、この審議会では、全員の意見が一致するよう、議論を尽くすことになっておりますが、これに至らないときは、過半数の委員の意見をもって決定すると規定されております。 　御意見が一致に至りませんでしたので、ここで多数決をとりたいと思います。 　答申案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 　ありがとうございます。賛成多数と認めます。 　従いまして、区長等特別職の給料月額並びに区議会議員については、3.64%引き上げ、改定の時期につきましては、令和8年4月1日から実施、行政委員の報酬については据え置きということでよろしいでしょうか。 会　長　　ありがとうございました。 　なお、答申の決定が、全委員一致には至りませんでしたので、その他の意見があった旨を付した上で答申するということでよろしいでしょうか。 会　長　　では、そのように決定します。 　続きまして、特別職等の期末手当については、一般職員を参考に、支給月数を0.1月引き上げ、改定の時期については一般職員と同じ、改正条例の公布の日からという答申案に、質問や賛成意見、反対意見など御発言のある方は挙手願います。 委　員　　先ほどの議論でも意見表明したように、政治家に対する資金の問題もありますので、区民の賛同は得られないと思います。よって同意できません。 委　員　　先ほどと同じように、賛成いたします。 委　員　　結論としては賛成なのですが、議員さんや特別職の方は、労働者ではないので、労働者目線で同じにするという議論は当たらないのではないかと思っています。また、先ほど話題にあがった、労働分配率の問題は、まさに政治がやるべきことであって、

	そこをないがしろにして、公民較差がこれだけ上がったから、それに倣って上げるという議論にはならないのかなと思っています。ただ、物価が高騰しているのは事実なので、バランス感覚の中で、0.1月くらいは上げてもいいかなとは思っていますので、賛成します。 会　長　事務局お願いします。 書　記　はい。ただ今の御意見はよくわかる部分でございます。ただ、特別職の期末手当につきましては、労働者ではないという面はありつつも、一定、一般職員の手当等や、他自治体の動向も勘案して決定するという方向性について、過去に国からの通知があったというところもあり、概ねどこの区も同じような形で、一般職員を参考にしつつ改定しているという状況があるというところだけ、御答弁させていただきます。 委　員　一般職員の方の給料を上げることについては何も言うことはありません。ただ、特別職の期末手当については、そもそも計算の基本となる月額を上げるわけですから、月額が上がっているのであれば、期末手当の月数を上げなくても、実質的には金額としては上がっていると思います。先ほど意見にも出ておりましたとおり、特別職の月数を上げるというのは、区民の感情としてはあまりよろしくないのではないかという気持ちがあります。一般職員も特別職も、給料を上げるということは、税金から給料が出ているわけですから、区民の税金がそれだけ上がっているという前提で成り立っている話だと思います。先ほど、100人以上規模の事業所と比べているというお話がありましたが、区内はほとんどが中小企業で100人に満たない会社がとても多いです。物価が上がると材料費等がかさむので、物価が上がっているから給料を上げよう、とはならない中小企業が多いです。もし、区職員の給料が上がったらそれに合わせて民間の給料も上がっていくのならいいですが、民間の給料が上がっているから区職員の給料を上げますという単純な話にはなりにくいのかなと思います。結論としては、このくらいの月数は上げないと仕方がないだろうという気持ちはありますが、区民目線で見たときに、こういう気持ちで見るだろうなと思った、という意見です。 書　記　ありがとうございます。私どもも含めた区職員の給料については、税金から支出されているところです。受け取る場合の考え方であるとか、中小企業の方々の給料にははね返ってこないというところを意識しながら、審議をしていただかないといけないと重々認識しているところです。一方で、私ども一般職員というよりは、今回は特別職等の報酬の審議というところになりますが、特別職、特に区長の職責については、過去から職責が重いということがあります。近年においては、一例として、夏場

	の豪雨の際もかなり稼働する時間が増えております。そのあたりを踏まえ、ある程度妥当と思っている範囲での引上げを、事務局案として出させていただいたところでございます。様々な意見があることは認識の上で、職務を遂行していくという考えでございます。 委　員　最後に、お尋ねしておきたいことがあります。先日の議会で、区長の退職金についての議論がなされたと聞いております。区長の退職金については、この特別職報酬等審議会で議論されているかいないか、という話も出ておりました。私もこの審議会の委員でありますので、この場で事務局に見解を伺っておきたいと思います。 具体的に申し上げますと、この審議会は、区長の諮問を受けて、諮問事項についての意見を述べ、答申するというところかと思います。私の記憶では、この審議会で区長の退職金については諮問されたことがなかったと記憶しています。ですから、当然、議論もなされていないわけですが、区長の退職金については、過去の事例から、いかが御説明をいただけるのでしょうか。この場で聞いておきたいと思います。 書　記　はい。最近の特別職報酬等審議会においては、御認識のとおり、退職手当については諮問されておりません。ただ、冒頭で私が資料説明をいたしましたが、資料の中には、毎年、退職手当の一覧等を出させていただいておりまして、そちらについては、口頭で少し御報告を差し上げており、今回も御報告を差し上げたところでございます。諮問をしていないので、特段の御意見は出せないのではないかというお話もありますけれども、私どもは、御質問いただければ、しっかりお答えする用意はあるというところでございます。区議会での区長の答弁であるとか、第3回定例会で区長の退職手当はなくすべきだという議員提案の条例が出ておりましたけれども、そちらの状況について御答弁差し上げるという形になります。また、退職手当について、今は100分の450が設定されておりますが、これは平成19年4月27日からでございます。その直前の特別職報酬等審議会では、当時の100分の500から100分の450にするのはどうか、ということが審議されていたと認識しております。 委　員　わかりました。 会　長　他にはございませんでしょうか。 それでは、御意見が一致に至りませんでしたので、ここで多数決をとりたいと思います。答申案に賛成の方、挙手をお願いします。 賛成多数と認めます。 従いまして、特別職等の期末手当については、支給月数を0.1月引き上げ、改定の時期については、一般職員と同じ改正条例の公布の日からということでよろしいで

	しょうか。 　では、こちらも、答申の決定が全委員一致には至りませんでしたので、その他の意見があった旨を付した上で答申するということでよろしいでしょうか。 　では、そのように決定します。 会　長　それでは、この辺で審議を終えたいと思います。この後、本日の審議結果に基づき、事務局において答申案の準備をいたします。答申案準備の間、休憩とさせていただきます。準備ができ次第、審議会を再開しますので、よろしくお願いいたします。 （暫時休憩／答申案配付） 会　長　それでは審議会を再開いたします。 　答申案について、職務代理から説明願います。 （職務代理による説明） 会　長　ありがとうございました。 　ただいまの答申案につきまして、御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。 （異議なしの声あり） 会　長　それでは、原案のとおり答申することといたします。よろしくお願いします。皆様ありがとうございました。 幹　事　それでは、区長の入室まで、このままお待ちください。 （区長入室） 幹　事　小林会長から答申書を坂本区長へお渡し願います。 （会長から区長へ答申書の交付） 幹　事　ありがとうございました。坂本区長より御挨拶申し上げます。 （区長挨拶） 幹　事　ありがとうございました。 　最後に委員の皆様に今後の流れについてお知らせいたします。 　ただ今提出いただきました答申書及び一般職員の給与改定に係る 23 区統一交渉を踏まえまして、関連する条例の改正（案）を区議会に提出いたします。 　期末手当の支給を考慮しますと、11 月中に条例改正の議決をいただく必要がございますので、今後、議会日程等の調整が見込まれております。 　それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会といたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。